

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

消防法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 消防法第35条の8第1項に規定する傷病者の救急搬送および受入れに関する協議会の委員について、特別職の職員として規定することとします。(第1条関係)
- (2) この条例は、平成21年10月30日から施行することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>第1号から第13号まで (略)</p> <p><u>(13)の2 削除</u></p> <p><u>(13)の3 滋賀県固定資産評価審議会の委員</u></p> <p>第13号の4から第51号まで (略)</p> <p>第2条以下 (略)</p>	<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>第1号から第13号まで (略)</p> <p><u>(13)の2 滋賀県固定資産評価審議会の委員</u></p> <p><u>(13)の3 消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第1項の協議会の委員</u></p> <p>第13号の4から第51号まで (略)</p> <p>第2条以下 (略)</p>

改正後全文

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）

（目的および適用範囲）

第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (3) 削除
- (4) 地方公営企業の管理者
- (4)の2 病院事業の管理者
- (5) 教育委員会の委員（教育長である委員を除く。）
- (6) 選挙管理委員会の委員および臨時補充委員
- (7) 監査委員
- (8) 人事委員会の委員
- (9) 公安委員会の委員
- (10) 労働委員会の委員
- (11) 削除
- (12) 臨時選挙管理委員
- (13) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人および選挙立会人
- (13)の2 滋賀県固定資産評価審議会の委員
- (13)の3 消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項の協議会の委員
- (13)の4 滋賀県防災会議の委員および専門委員
- (13)の5 滋賀県国民保護協議会の委員および専門委員
- (13)の6 滋賀県交通安全対策会議の委員および特別委員
- (14) 労働委員会の特別調整委員およびあつせん員
- (15) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3のあつせん委員
- (15)の2 土地収用法第15条の8の仲裁委員
- (16) 収用委員会の委員および予備委員
- (17) 海区漁業調整委員会の委員および専門委員
- (18) 内水面漁場管理委員会の委員および専門委員

(19)から(19)の3まで 削除

- (19)の4 滋賀県生活衛生適正化審議会の委員
- (19)の5 滋賀県環境審議会の委員および専門委員
- (19)の6 滋賀県公害審査会の委員および専門調査委員
- (19)の7 滋賀県消費生活審議会の委員および臨時委員
- (19)の8 滋賀県人権施策推進審議会の委員
- (19)の9 滋賀県男女共同参画審議会の委員
- (19)の10 滋賀の環境自治を推進する委員会の委員
- (19)の11 滋賀県環境影響評価審査会の委員および専門委員
- (19)の12 感染症の診査に関する協議会の委員
- (20) 削除
- (20)の2 滋賀県精神医療審査会の委員
- (20)の3 滋賀県精神保健福祉審議会の委員
- (21) 滋賀県医療審議会の委員
- (22) 削除
- (23) 滋賀県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会の委員
- (23)の2 准看護師試験委員
- (23)の3 滋賀県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師および柔道整復師試験委員
- (23)の4 滋賀県歯科技工士試験審議会の委員
- (24) 削除
- (25) 滋賀県社会福祉審議会の委員および臨時委員
- (25)の2 滋賀県高齢化対策審議会の委員および専門委員
- (25)の3 滋賀県障害者施策推進協議会の委員
- (25)の4 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会の委員
- (26) 滋賀県麻薬中毒審査会の委員
- (27) 削除
- (28) 保育士試験委員
- (28)の2 青少年問題協議会の会長、委員および専門委員
- (29) 国民健康保険審査会の委員および臨時委員
- (29)の2 後期高齢者医療審査会の委員

- (29)の3 滋賀県介護保険審査会の委員
- (29)の4 滋賀県職業能力開発審議会の委員および特別委員
- (29)の5 滋賀県薬事審議会の委員
- (30) 農業共済保険審査会の会長および委員
- (30)の2 滋賀県経済振興特別区域認定審査・評価委員会の委員
- (31) 滋賀県中小企業調停審議会の会長および委員
- (31)の2 滋賀県中小企業振興審議会の委員
- (32) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会の委員
- (33) 森林審議会の委員
- (33)の2 滋賀県公有財産審議会の委員
- (33)の3 滋賀県卸売市場審議会の委員
- (33)の4 滋賀県環境こだわり農業審議会の委員
- (34) 地代家賃審査会の会長および委員
- (35) 建設工事紛争審査会の委員および特別委員
- (35)の2 滋賀県土地収用事業認定審議会の委員および専門委員
- (36) 水防協議会の会長および委員
- (37) 滋賀県都市計画審議会の会長、委員、臨時委員および専門委員
- (37)の2 滋賀県開発審査会の委員
- (38)および(39) 削除
- (39)の2 観光事業審議会の委員
- (39)の3 滋賀県景観審議会の委員
- (39)の4 滋賀県ヨシ群落保全審議会の委員
- (39)の5 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の委員
- (40) 建築審査会の委員
- (41) 建築士審査会の委員および試験委員
- (42) 滋賀県国土利用計画審議会の委員および臨時委員
- (42)の2 滋賀県土地利用審査会の委員
- (43) 削除
- (43)の2 滋賀県基本構想審議会の委員
- (43)の3 滋賀県琵琶湖水政審議会の委員

- (43)の4 滋賀県公立大学法人評価委員会の委員および臨時委員
- (43)の5 滋賀県公益認定等委員会の委員および専門委員
- (44) 私立学校審議会の委員
- (44)の2 滋賀県特別職報酬等審議会の委員
- (44)の3 滋賀県公務災害補償等認定委員会の委員
- (44)の4 滋賀県公務災害補償等審査会の委員
- (44)の5 滋賀県情報公開審査会の委員
- (44)の6 滋賀県個人情報保護審議会の委員
- (44)の7 滋賀県市町合併推進審議会の委員
- (44)の8 滋賀県議会議員政治倫理審査会の委員（議会議員である委員を除く。）
- (45) 滋賀県産業教育審議会の委員
- (45)の2 滋賀県教科用図書選定審議会の委員
- (45)の3 滋賀県文化財保護審議会の委員および臨時委員
- (45)の4 滋賀県立近代美術館協議会の委員
- (45)の5 滋賀県立琵琶湖博物館協議会の委員
- (46) 社会教育委員
- (47) 滋賀県スポーツ振興審議会の委員および臨時の委員
- (47)の2 警察署協議会の委員
- (47)の3 滋賀県留置施設視察委員会の委員
- (48) 精神保健指定医
- (49) 母子自立支援員
- (49)の2 婦人相談員
- (49)の3 男女共同参画相談員
- (49)の4 消費生活相談員
- (49)の5 希少野生動植物種調査監視指導員
- (49)の6 被害防除推進員
- (49)の7 環境美化監視員
- (49)の8 琵琶湖レジャー利用監視員
- (50) 臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、囑託員およびこれらの者に準ずる者
- (51) 失業対策事業および公共事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用し

た者で、技術者、技能者、監督者および行政事務を担当する者以外のもの

(知事等の給与)

第2条 前条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者(以下「知事等」という。)の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。

2 給料月額、別表1による。

3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25(前条第4号、第4号の2、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合)を乗じて得た額を加算した額とする。

(知事等の退職手当)

第2条の2 退職手当は、知事等が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 前項の退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第4号および第8号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。

- (1) 知事 100分の70
- (2) 副知事 100分の50
- (3) 病院事業の管理者 100分の30
- (4) 常勤の監査委員 100分の25

4 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 この条および次条に定めるもののほか、知事等の退職手当の支給については、一般職の職員の例による。

(退職手当の特例)

第2条の3 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。)

第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等(以下「職員以外の地方公務員等」という。)

または職員以外の地方公務員等として在職した後退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当条例第2条第1項に規定する職員(知事等を除く。以下「知事等以外の職員」という。)となつた者(以下「通算職員」という。)が退職手当の支給を受けることなく引き続き副知事となつた場合には、前条第2項の規定は、適用しない。知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き地方公営企業の管理者または病院事業の管理者となつた場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受ける副知事が退職(任期満了による退職後引き続き副知事となつた場合における当該退職を除く。)をした場合における退職手当の額は、前条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者の最終の任期に係る副知事(以下この項において「最終の職」という。)としての勤続期間について、前条第3項の規定により算定して得た額

(2) その者の最終の職以外の副知事としてのそれぞれの勤続期間について、最終の職を退職した日における当該副知事の給料月額を基礎としてそれぞれ前条第3項の規定を準用して算定して得た額の合計額

(3) その者の職員以外の地方公務員等または通算職員としての勤続期間について、その者が職員以外の地方公務員等または通算職員を退職した日に受けていた俸給表または給料表の職務の級の号俸または号給(指定職俸給表の適用を受けていた者にあつては号俸とし、職務の級の最高の号俸または号給を超える俸給月額または給料月額を受けていた者にあつては当該俸給月額または給料月額とする。以下この項において同じ。)に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸または号給の額を基礎として退職手当条例の例により算定して得た額

3 前項の規定は、第1項の規定の適用を受ける病院事業の管理者が退職(任期満了による退職後引き続き病院事業の管理者となつた場合における当該退職を除く。)をした場合における退職手当の額について準用する。この場合において、前項中「副知事」とあるのは「病院事業の管理者」と、「職員以外の地方公務員等または通算職員」とあるのは「知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等」と読み替えるものとする。

4 知事等が退職し、その者が退職の日またはその翌日に再び職員以外の地方公務員等(退職手当条例第13条の規定の適用を受ける者に限る。)または知事等以外の職員となつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(給与の支給方法)

第2条の4 知事等の給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委員等の報酬)

第3条 第1条第5号から第51号までに掲げる特別職の非常勤の職員には、報酬を支給する。

第4条 第1条第5号から第10号までおよび第16号から第18号までに掲げる特別職の非常勤の職員の受ける報酬の額は、別表2による。

2 第1条第12号から第15号の2まで、第19号の4から第47号の2までおよび第51号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。

3 第1条第47号の3から第50号までに掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。

第5条 新たに第1条第5号から第10号までに掲げる特別職の非常勤の職員(第6号の臨時補充委員を除く。)になつた者には、その日から報酬を支給する。

第6条 前条に規定する特別職の職員が離職または死亡に因りこれらの特別職の職員でなくなつたときは、その日まで報酬を支給する。

第7条 第1条第6号の臨時補充委員および第12号から第47号の2までに掲げる特別職の職員の受ける報酬は、招集に応じ会議等に出席したときに限り、支給する。

(給与の調整)

第8条 第1条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員および一般職の職員が第1条各号に掲げる特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は、支給しない。

(旅費)

第9条 知事等が公務のために旅行したときは、旅費を支給する。

第10条 前条の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料の10種とし、別表3の定額により支給する。

2 航空賃は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難いため航空機を利用した場合に限り支給することができる。

3 外国旅行(本邦内通過の旅行を除く。)の旅費は、前2項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定(同法第39条の規定を除く。)を準用する。

4 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第11条 第1条第5号から第51号までに掲げる特別職の非常勤の職員は、公務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第12条 前条の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とする。

2 第1条第5号から第48号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額は、別表4による。

3 第1条第49号から第51号までに掲げる特別職の職員の費用弁償の額は、任命権者が知事と協議して定める。

4 第1条第5号から第48号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額については、その居住地(公務上の必要のため居住地外にあつたときは、その所在地)から計算するものとする。

5 第10条第2項から第4項までの規定は、費用弁償について準用する。

(特例)

第13条 第1条第5号から第48号まで(第13号を除く。)に掲げる特別職の非常勤の職員(同条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員および一般職の職員がこれらの職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の非常勤の職員を除く。)が、招集に応じ県内において会議等に出席したときは、前2条の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。

第14条 第1条第48号に掲げる特別職の職員には、第11条に定める費用弁償のほかに、診察に要した実費を弁償し、その算定方法は、社会保険診療報酬の例による。

付 則

1 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

2 次の条例は、廃止する。

(1) 滋賀県知事、副知事、出納長及び副出納長給与条例(昭和22年5月滋賀県条例第10号)

(2) 滋賀県教育委員会委員の報酬額、費用弁償額及び支給方法条例(昭和24年12月滋賀県条例第11号)

(3) 滋賀県選挙管理委員会委員、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和21年11月滋賀県条例第17号)

(4) 滋賀県監査委員報酬額、費用弁償額、給料額、旅費額及び支給方法条例(昭和21年11月滋賀県条例第14号)

(5) 滋賀県人事委員会委員の給与、旅費、報酬及び費用弁償支給条例(昭和26年5月滋賀県条例第33号)

- (6) 滋賀県公安委員会委員の報酬額、費用弁償額及び支給方法条例（昭和23年3月滋賀県条例第6号）
 - (7) 滋賀県地方労働委員会委員等の手当及び費用弁償の額及び支給方法条例（昭和24年8月滋賀県条例第50号）
 - (8) 滋賀県収用委員会委員及び土地収用法第六十五条の規定による参考人及び鑑定人の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例（昭和26年12月滋賀県条例第60号）
 - (9) 滋賀県優生保護審査会委員の報酬額、費用弁償額及び支給方法条例（昭和27年8月滋賀県条例第25号）
 - (10) 結核審査協議会委員の報酬額、費用弁償額及び支給方法条例（昭和26年7月滋賀県条例第47号）
 - (11) 滋賀県建設業審議会委員及び建設業法第三十二条の規定による参考人の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例（昭和24年8月滋賀県条例第51号）
 - (12) 滋賀県水防協議会委員に対する費用弁償に関する条例（昭和25年10月滋賀県条例第65号）
 - (13) 滋賀県建築審査会委員の報酬及び費用弁償の額及び支給方法に関する条例（昭和25年10月滋賀県条例第64号）
 - (14) 滋賀県建築士審議会委員及び滋賀県二級建築士試験委員の報酬及び費用弁償の額及び支給方法に関する条例（昭和25年10月滋賀県条例第63号）
 - (15) 滋賀県総合開発審議会委員等の報酬額、費用弁償の額及び支給方法条例（昭和26年2月滋賀県条例第9号）
 - (16) 滋賀県私立学校審議会の委員の費用弁償の額及び支給方法条例（昭和25年3月滋賀県条例第11号）
 - (17) 滋賀県産業教育審議会委員の費用弁償の額及び支給方法条例（昭和26年7月滋賀県条例第45号）
 - (18) 滋賀県精神衛生鑑定医実費弁償並びに報酬支給条例（昭和25年10月滋賀県条例第59号）
 - (19) 滋賀県社会教育委員の費用弁償の額及び支給方法条例（昭和24年10月滋賀県条例第59号）
- 3 滋賀県立図書館協議会条例（昭和26年2月滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。
- 〔次のよう〕略
- 4 滋賀県旅費支給条例の一部を次のように改正する。
- 〔次のよう〕略
- 5 地方公営企業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係

る鉄道賃および船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項鉄道賃の欄中「1等運賃」とあるのは「2等運賃」と、同項船賃の欄中「上級運賃」とあるのは「下級運賃」として、これらの規定を適用する。

6 第12条第2項に規定する特別職の非常勤の職員に支給する鉄道賃および船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表4の表の部分鉄道賃の欄中「1等運賃」とあるのは「2等運賃」と、同表の表の部分船賃の欄中「上級運賃」とあるのは「下級運賃」として、これらの規定を適用する。

7 平成15年3月に地方公営企業の管理者に支給する期末手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第2項中「100分の50」とあるのは、「100分の50を超えない範囲内において知事が定める割合」とする。

8 知事の受ける平成15年11月分の給料月額に関する別表1の規定の適用については、同表中「1,320,000」とあるのは、「1,320,000円からその10分の1に相当する額を減じた額」とする。

別表1（第2条関係）

区分	給料月額
知事	円 1,320,000
副知事	1,040,000
地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	650,000
常勤を要する人事委員会の委員	650,000

別表2 (第4条関係)

区分		報酬額
教育委員会		円
	委員長	月額 226,000
	委員	同 202,000
選挙管理委員会	委員長	同 226,000
	委員	同 202,000
	臨時補充委員	勤務1日につき 14,000
監査委員	議会選出の委員	月額 125,000
	識見を有する委員 (常勤を要する者を除く。)	同 265,000
人事委員会	委員長 (常勤を要する者を除く。)	同 226,000
	委員 (常勤を要する者を除く。)	同 202,000
公安委員会	委員長	同 226,000
	委員	同 202,000
労働委員会	会長である委員	同 226,000
	公益を代表する委員	同 202,000
	労働者または使用者を代表する委員	同 191,000
収用委員会	会長	同 226,000
	委員	同 202,000
	予備委員	勤務1日につき 14,700
海区漁業調整委員会	会長	同 17,600
	委員および専門委員	同 14,700
内水面漁場管理委員会	会長	同 17,600
	委員および専門委員	同 14,700

別表3 (第10条関係)

(1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
						甲地	乙地	
知事	1等運賃	上級運賃	実費	37円	1,300円	16,500円	14,900円	3,300円
副知事	1等運賃	上級運賃	実費	37	1,300	14,800	13,300	3,000
地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 常勤を要する 監査委員 常勤を要する 人事委員会の 委員	1等運賃	上級運賃	実費	37	1,300	13,100	11,800	2,600

- 1 鉄道旅行で普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。
- 2 鉄道旅行で1等車を運行しない線路による場合は2等の運賃を、運賃の等級を設けない線路による場合はその乗車に要する運賃を支給する。
- 3 鉄道旅行で、運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる場合(地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。)は、運賃のほか特別車両料金を支給する。
- 4 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合においては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。

- 5 船舶旅行で運賃の等級を3階級または2階級に区分する場合において同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶によるときは、同一階級内の最上級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による場合においては、その乗船に要する運賃を支給する。
- 6 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。
- 7 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。
- 8 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で準急行または普通急行の料金を徴する線路による場合は準急行料金または普通急行料金を、片道100キロメートル以上の旅行で特別急行の料金を徴する線路による場合は特別急行料金を支給する。ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。
- 9 県内の旅行の場合においては、特別の必要による場合を除くほか、第3項および第8項の規定は、適用しない。
- 10 陸路旅行で自家用自動車等（滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）第17条第2項に規定する自家用自動車等をいう。）により旅行する場合にあつては、車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。
- 11 宿泊料の甲地および乙地は、それぞれ滋賀県旅費支給条例に定める宿泊料の甲地および乙地をいう。

(2) 移転料

区分	路程50キロメートル未満	路程50キロメートル以上100キロメートル未満	路程100キロメートル以上300キロメートル未満	路程300キロメートル以上500キロメートル未満	路程500キロメートル以上1,000キロメートル未満	路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	路程2,000キロメートル以上

	円	円	円	円	円	円	円	円
知事	153,000	177,000	218,000	269,000	356,000	375,000	401,000	465,000
副知事	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
地方公営企業の管理者								
病院事業の管理者								
常勤を要する監査委員								
常勤を要する人事委員会の委員								

移転料の額の算定は、一般職の職員の例による。

(3) 着後手当および扶養親族移転料

着後手当および扶養親族移転料の額の算定は、一般職の職員の例による。

別表4（第12条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
					甲地	乙地	
1等運賃	上級運賃	実費	37円	1,300円	13,100円	11,800円	2,600円

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の支給区分については、第1条第4号に規定する者に係る別表3の(1)の支給区分に同じ。ただし、船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合においては、中級の運賃を支給する。
- 2 宿泊料の欄中地域区分は、別表3の地域区分に同じ。